

# 愛知県公報

発行/愛知県 編集/総務部法務文書課 (毎週火・金曜日発行)

## 目次

### 規 則

○外部監査契約の相手方の資格を証する書面等の閲覧期間を定める規則の一部を改正する規則	第9号	(総務部総務課)	1
○愛知県事務処理特例条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則	第10号	(市町村課)	2
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則	第11号	(情報企画課)	2
○愛知県名古屋飛行場管理規則の一部を改正する規則	第12号	(航空対策課)	3
○知事が管理する行政文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則	第13号	(県民総務課)	4
○愛知県青少年保護育成条例施行規則の一部を改正する規則	第14号	(社会活動推進課)	4
○県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	第15号	(大気環境課)	4
○愛知県産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則	第16号	(資源循環推進課)	5
○指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則	第17号	(高齢福祉課)	5
○身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則	第18号	(障害福祉課)	5
○愛知県心身障害者コロニー管理規則の一部を改正する規則	第19号	(同)	6
○愛知県立農業大学校規則の一部を改正する規則	第20号	(農業経営課)	7
○砂防指定地内における行為の規制等に関する規則の一部を改正する規則	第21号	(砂防課)	7
○都市計画法施行細則の一部を改正する規則	第22号	(建築指導課)	7
○建築基準法施行細則の一部を改正する規則	第23号	(同)	8
○愛知県財務規則の一部を改正する規則	第24号	(会計局管理課)	8
○国民健康保険財政調整交付金の交付に関する条例施行規則を廃止する規則	第25号	(国民健康保険課)	14

## 規 則

外部監査契約の相手方の資格を証する書面等の閲覧期間を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月二十七日

愛知県知事 大村 秀章

### 愛知県規則第九号

外部監査契約の相手方の資格を証する書面等の閲覧期間を定める規則の一部を改正する規則  
 外部監査契約の相手方の資格を証する書面等の閲覧期間を定める規則(平成十一年愛知県規則第十一号)の一部を次のように改正する。

本則中「第二百五十二條の三十六第五項」を「第二百五十二條の三十六第六項」に改める。

### 附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する

愛知県事務処理特例条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月二十七日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県規則第十号

愛知県事務処理特例条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則(愛知県事務処理特例条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則(平成十一年愛知県規則第百七号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一の項中「別表第五の七の項(二十三)」を「別表第五の七の項(二十四)」に改める。

別表第二の三の項中「別表第六の四十の項(六)」を「別表第六の四十二の項(六)」に改め、同表の四の項中「別表第六の四十一の項(九)」を「別表第六の四十三の項(九)」に改め、同表の五の項中「別表第六の四十三の項(三)」を「別表第六の四十五の項(三)」に改め、同表の六の項中「別表第六の四十七の項」を「別表第六の四十九の項」に改める。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、別表第一の一の項の改正規定は、同年十月一日から施行する。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月二十七日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県規則第十一号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例施行規則(平成二十七年愛知県規則第六十三号)の一部を次のように改正する。

第一条に次の一項を加える。

3 条例別表第一の三の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- 一 私立の高等学校等(高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号。以下「就学支援金法」という。)第二条に規定する高等学校等をいう。以下同じ。)に在籍する生徒又は学生の保護者等(就学支援金法第三条第二項第三号に規定する保護者等に相当する者をいう。以下この項において同じ。)の負担の軽減を図るためにその設置者が実施する授業料軽減事業に要する経費に対する補助金に係る交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- 二 私立の高等学校等に入学(編入学及び転入学を除く。)をする者の保護者等の当該入学時における納付金に係る負担の軽減を図るためにその設置者が実施する入学納付金減免事業に要する経費に対する補助金に係る交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- 三 私立の高等学校等に在籍する生徒又は学生で高等学校等を退学したことがあるものの保護者等の負担の軽減を図るためにその設置者が実施する学び直し支援事業(就学支援金(就学支援金法による就学支援金をいう。以下同じ。)に相当する額を補助する事業をいう。)に要する経費に対する補助金に係る交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- 四 私立の高等学校等に在籍する生徒又は学生の保護者等で失職、県内におけるり災又は東日本大震災その他の大規模災害等に起因する事情による経済的理由から授業料の納付が困難となったものの負担の軽減を図るためにその設置者が実施する授業料減免事業に要する経費に対する補助金に係る交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- 五 私立の高等学校等に在籍する生徒又は学生の保護者等の高等学校等における教育に係る負担の軽減を図るための奨学給付金に係る支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- 六 公立の高等学校等に在籍する生徒又は学生で高等学校等を退学したことがあるものの保護者等の負担の軽減を図るための就学支援金に相当する学び直し支援金に係る次に掲げる事務
  - イ 受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
  - ロ 収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

第二条中「別表第二」を「別表第二の一の項」に、「同表」を「同項」に改め、同条に次の一項を加える。

- 2 条例別表第二の一の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。
- 一 前条第三項第一号に規定する補助金に係る交付の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請に係る生徒又は学生に係る就学支援金の支給に関する情報
  - 二 前条第三項第三号に規定する補助金に係る交付の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請に係る生徒又は学生に係る就学支援金の支給に関する情報
  - 三 前条第三項第四号に規定する補助金に係る交付の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請に係る生徒又は学生に係る就学支援金の支給に関する情報
  - 四 前条第三項第五号に規定する奨学給付金に係る支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請に係る生徒又は学生に係る就学支援金の支給に関する情報
  - 五 前条第三項第六号に規定する学び直し支援金に係る受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請に係る生徒又は学生に係る就学支援金の支給に関する情報

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

愛知県名古屋飛行場管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月二十七日

愛知県知事 大村 秀 章

愛知県規則第十二号

愛知県名古屋飛行場管理規則の一部を改正する規則

愛知県名古屋飛行場管理規則（平成十六年愛知県規則第七十二号）の一部を次のように改正する。

様式第十五（その三）を様式第十五（その四）とし、様式第十五（その二）を様式第十五（その三）とし、様式第十五（その一）の次に次の一様式を加える。

様式第15（その2）（第11条の5関係）  
（個人用）

（表）

<p>有効期限</p> <p>年 月 日まで</p> <p>金 _____ 円</p> <p>氏 名 _____</p>	<p>No. _____</p> <p>あいち航空ミュージアム年間観覧券</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 80px; margin: 10px auto; text-align: center;">顔写真</div>
--	---

（裏）

1 入場の際は、本券を受付係員にお示しくください。

2 本券は、あいち航空ミュージアムが主催して展示する航空機に関する展示物の観覧券です。

備考

- 1 用紙の大きさ及び表面の図柄は、知事が定める。
- 2 前号の規定により知事が用紙の大きさを縦長に定めた場合その他知事が定める場合にあつては、縦書きとすることができる。

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

知事が管理する行政文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月二十七日

愛知県知事 大村 秀章

#### 愛知県規則第十三号

知事が管理する行政文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則

知事が管理する行政文書の開示等に関する規則（平成十二年愛知県規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「県民生活部県民生活課」を「県民文化部県民生活課」に改め、同条第六号及び第七号を次のように改める。

六 愛知県立大学長久手キャンパス図書館

七 愛知県立大学守山キャンパス図書館

第十四条第二項中「県民生活部県民生活課」を「県民文化部県民生活課」に改める。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第二条第六号及び第七号の改正規定は、公布の日から施行する。

愛知県青少年保護育成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月二十七日

愛知県知事 大村 秀章

#### 愛知県規則第十四号

愛知県青少年保護育成条例施行規則の一部を改正する規則

愛知県青少年保護育成条例施行規則（昭和三十六年愛知県規則第十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号口中「強姦<sup>かん</sup>」を「強制性交等」に改める。

第七条の七を削る。

第七条の八の見出しを「（条例第十八条の三第一項又は第三項の規定により提出された書面等の保存）」に改め、同条第一項中「第十八条の三第四項」を「第十八条の三第二項又は第四項」に、「青少年有事情報フィードバックサービスの利用を条件としない携帯電話インターネット接続契約」及び「当該携帯電話インターネット接続契約」を「役務提供契約」に改め、同条第二項中「第十八条の三第四項」を「第十八条の三第二項又は第四項」に改め、同条を第七条の七とする。

第七条の九を第七条の八とする。

第十六条中「県民生活部社会活動推進課」を「県民文化部社会活動推進課」に改める。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第二条第二号口の改正規定は、公布の日から施行する。

県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月二十七日

愛知県知事 大村 秀章

#### 愛知県規則第十五号

県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成十五年愛知県規則第八十七号）の一部を次のように改正する。

第五条第一号中「第二条第十項」を「第二条第九項」に、「同条第十一項」を「同条第十項」に改める。

第四十二条の見出しを「（条例第四十条第二項から第三項までの規則で定める事項）」に改め、同条第二項中「の規則」を「及び第三項の規則」に改める。

第四十三条中「第四十条第三項及び第五項」を「第四十条第四項及び第六項」に改める。

第五十七条第一項に次の一号を加える。

八 田園住居地域

別表第七第一号イの表中「及び第二種中高層住居専用地域」を「第二種中高層住居専用地域及び田園住居地域」に改め、同号ハ中「又は準住居地域」を「準住居地域又は田園住居地域」に改め、同号備考第一号中「準住居地域」の下に「田園住居地域」を加える。

別表第八第一号の表中「及び第二種中高層住居専用地域」を「第二種中高層住居専用地域及び田園住居地域」に改め、同表第三号中「又は準住居地域」を「準住居地域又は田園住居地域」に改める。

別表第二十一付表第一号イ中「準住居地域」の下に「田園住居地域」を加える。

別表第二十三中「及び第二種中高層住居専用地域」を「第二種中高層住居専用地域及び田園住居地域」



に改める。

別表第二十四第一号の表中「及び準住居地域」を、「準住居地域及び田園住居地域」に改め、同表第三号中「又は準住居地域」を、「準住居地域又は田園住居地域」に改める。

様式第三十三中  
「項」を「項」に改める。  
第40条第3項  
第40条第5項  
第40条第4項  
第40条第6項

様式第四十六及び様式第四十七中  
「東三河総局長  
県民事務所」を「東三河総局長  
県民事務所」に改める。  
「殿」を「殿」に改める。  
「殿」を「殿」に改める。

附則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、様式第四十六及び様式第四十七の改正規定は、公布の日から施行する。

愛知県産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成三十年三月二十七日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県規則第十六号

愛知県産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則  
愛知県産業廃棄物税条例施行規則（平成十七年愛知県規則第百十八号）の一部を次のように改正する。  
第十六条中「第二十八条」を「第二十九条」に改める。

附則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月二十七日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県規則第十七号

指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成二十四年愛知県規則第五十八号）の一部を次のように改正する。

第四条及び第五条を削り、第六条を第四条とし、第七条を第五条とし、同条の次に次の一条を加える。  
（条例第二十二條の五において準用する条例第五条第一号の規則で定める記録）

第六条 条例第二十二條の五において準用する条例第五条第一号の規則で定める記録は、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成三十年厚生労働省令第五号）第四十二条第二項各号（同令第四十三条に規定するユニット型介護医療院にあつては、同令第五十四条において準用する同項各号）に掲げる記録とする。

第八条を第七条とし、第九条を第八条とし、第十条を第九条とする。

附則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成三十年三月二十七日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県規則第十八号

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則  
身体障害者福祉法施行細則（昭和三十四年愛知県規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

様式第二号別紙七中

ウ	血清尿素窒素濃度	(	mg / dl)
エ	24時間尿量	(	ml / 日)
オ	尿所見	)	
カ	e G F R (推算糸球体濾過量)	(	ml / 分 / 1.73m <sup>2</sup> )
	血清尿素窒素濃度	(	mg / dl)
	24時間尿量	(	ml / 日)
	尿所見	)	

を

に改める。

附 則

- この規則は、平成三十年四月一日から施行する。
- この規則の施行の際現に改正前の身体障害者福祉法施行細則の規定に基づいて作成されている診断書の用紙は、改正後の身体障害者福祉法施行細則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

愛知県心身障害者コロニ管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
 平成三十年三月二十七日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県規則第十九号

愛知県心身障害者コロニ管理規則の一部を改正する規則

愛知県心身障害者コロニ管理規則（昭和四十四年愛知県規則第十三号）の一部を次のように改正する。  
 目次中「第六章 愛知県春日台職業訓練校（第二十五条―第三十六条）」を「第六章 削除」に改める。  
 第六章を次のように改める。

第六章 削除

第二十五条から第三十六条まで 削除

別表愛知県春日台職業訓練校の項を削る。  
 様式第二から様式第七までを次のように改める。

様式第2から様式第7まで 削除

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

愛知県立農業大学校規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成三十年三月二十七日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県規則第二十号

愛知県立農業大学校規則の一部を改正する規則

愛知県立農業大学校規則（昭和五十八年愛知県規則第五十七号）の一部を次のように改正する。

第三条中「及び研究科」を削り、「定員は、次のとおり」を「入学定員は百人とし、総定員は二百人」に改め、同条の表を削る。

第四条第二項を削る。

第五条第一項及び第六条中「及び研究科」を削る。

第七条第一項中「履修科目並びに」を「農学科の履修科目並びに」に、「農学科にあつては別表第一、研究科にあつては別表第二」を「別表」に改める。

第九条中「及び研究科」を削り、「次のとおり」を「学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有すると知事が認める者」に改め、同条の表を削る。

第十一条第二項ただし書中「農学科に入学しようとする者に対して行う」を削る。

第二十五条中「農学科の」を削る。

別表第一専門科目の項中「環境保全と農業」を「GAP・環境保全と農業」に改める。

別表第二を削り、別表第一を別表とする。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

砂防指定地内における行為の規制等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成三十年三月二十七日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県規則第二十一号

砂防指定地内における行為の規制等に関する規則の一部を改正する規則

砂防指定地内における行為の規制等に関する規則（平成十五年愛知県規則第三十九号）の一部を次のように改正する。

第八条の見出しを「（標識等の設置）」に改め、同条第一項中「その旨を表示した標識（様式第五）を当該許可を受けた行為の場所の見やすい」を「次の各号に掲げるものを当該各号に定める」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第二号に掲げるものについては、当該許可を受けた行為の場所の区域が明らかであると知事が認める場合は、この限りでない。

一 当該許可を受けた旨を表示した標識（様式第五） 当該許可を受けた行為の場所の見やすい箇所

二 当該許可を受けた行為の場所の区域を明らかにするための標識その他これに類するもの 当該区域の屈曲点

第八条第二項中「にかかわらず、」を「は、」に、「者は」を「者については」に、「同項の標識を設置することを要しない」を「適用しない」に改める。

附 則

1 この規則は、平成三十年六月一日から施行する。

2 改正後の砂防指定地内における行為の規制等に関する規則第八条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、この規則の施行の際現に砂防指定地内における行為の規制に関する条例（平成十五年愛知県条例第四号）第四条第一項の規定による許可を受けている者（同項第一号に掲げる行為のみに係る同項の規定による許可を受けている者を除く。）については、当該許可の有効期間が満了するまでは、適用しない。

都市計画法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成三十年三月二十七日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県規則第二十二号

都市計画法施行細則の一部を改正する規則

都市計画法施行細則（昭和四十五年愛知県規則第七号）の一部を次のように改正する。

様式第二十二(裏)中「市長」を「市長  
市町村長」に改める。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月二十七日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県規則第二十三号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則（昭和四十六年愛知県規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「毎年、次の表の(イ)欄に掲げる区分に応じ、」を「次の表の(イ)欄に掲げる区分に応じ、毎年（省令第六条第一項の規定により国土交通大臣が定める検査の項目にあつては、三年ごと）の」に改める。

第七条第二号中「第五条に」を「第五条第一項に」に、「第五条第十五項」を「第五条第十七項」に改める。

第十二条の表(イ)項中「第十二項」を「第十四項」に、「第三項」を「第三項（これらの規定を第八十八条第二項において準用する場合を含む。）」に改め、同表(ロ)項中「第三項」の下に「（これらの規定を第八十八条第二項において準用する場合を含む。）」を加え、同表(四)項中「第六十条の二第一項第三号」の下に「第六十条の三第一項第三号若しくは第二項ただし書」を加える。

第十四条第三項中「第七十七条の二十一」を「第七十七条の二十一第一項」に改める。

第十六条中「同条第八項」の下に「（法第十条第四項又は法第九十条の二第二項において準用する場合を含む。）」を加える。

第十七条中「第四十八条第十三項」を「第四十八条第十五項」に改める。

第十九条中「同条第八項」の下に「（法第十条第四項又は法第九十条の二第二項において準用する場合を含む。）」を加え、「第四十八条第十三項」を「第四十八条第十五項」に改める。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

愛知県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月二十七日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県規則第二十四号

愛知県財務規則の一部を改正する規則

愛知県財務規則（昭和三十九年愛知県規則第十号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号及び第四条第二項第三号中「県民生活部県民総務課」を「県民文化部県民総務課」に改める。

様式第十五（その一）(表)中  
 「三菱東京UFJ銀行」を  
 「三菱UFJ銀行」に改め、同様式(裏)中  
 「信用漁業協同組合連合会及び漁業協同組合」を  
 「及び信用漁業協同組合連合会」に改める。



様式第十五(その三)(表)中

三菱東京UFJ銀行

を

三菱UFJ銀行

に改め、同様式(裏)中

信用漁業協同組合連合会及び漁業協同組合

を

及び信用漁業協同組合連合会

に改める。

様式第十五(その二)(表)中

三菱銀行

東京

三菱銀行

を、同様式(裏)中

信用漁業協同組合連合会及び漁業協同組合

を

及び信用漁業協同組合連合会

に改める。

様式第十五(その一の二)(裏)及び様式第十五(その一の三)(裏)中

信用漁業協同組合連合会及び漁業協同組合

を

及び信用漁業協同組合連合会

に改める。

様式第十五(その九)(表)中

三菱東京UFJ銀行

を

三菱UFJ銀行

に改め、

同様式(裏)中

信用漁業協同組合連合会及び漁業協同組合

を

及び信用漁業協同組合連合会

に改める。

様式第十五(その五)(表)中

三菱東京UFJ銀行

を

三菱UFJ銀行

に改め、

同様式(裏)中

信用漁業協同組合連合会及び漁業協同組合

を

及び信用漁業協同組合連合会

に改める。

様式第十五(その四)(表)中

三菱東京UFJ銀行

を

三菱UFJ銀行

に改め、

同様式(裏)中

信用漁業協同組合連合会及び漁業協同組合

を

及び信用漁業協同組合連合会

に改める。

る。

様式第三十二(その三)中  
「決議番号」を「払込番号」に、  
「三菱東京UFJ銀行」を「三菱UFJ銀行」に改める。

様式第十五(その十八)、様式第三十二(その一)及び様式第三十二(その二)中  
「三菱東京UFJ銀行」を「三菱UFJ銀行」に改め

様式第十五(その十四)(表)中  
「三菱東京UFJ銀行」を「三菱UFJ銀行」に改め、同様式(裏)中  
「信用漁業協同組合連合会及び漁業協同組合」を「及び信用漁業協同組合連合会」に改める。

様式第十五(その十)(表)中  
「三菱東京UFJ銀行」を「三菱UFJ銀行」に改め、同様式(裏)中  
「信用漁業協同組合連合会及び漁業協同組合」を「及び信用漁業協同組合連合会」に改める。

様式第二十九(その二)(表)中  
三菱東京UFJ銀行

を

三菱UFJ銀行

に改め、同様式(裏)中

様式第二十九(その二)(表)中  
三菱東京UFJ銀行

を

三菱UFJ銀行

に改め、同様式(裏)中

様式第三十二、様式第四十、様式第四十二(その二)、様式第四十二(その二)、様式第四十四(その二)

(裏) 様式第五十一及び様式第五十四(その二)中

三菱東京UFJ銀行

を

三菱UFJ銀行

に改める。

信用漁業協同組合連合会及び漁業協同組合

を  
及び信用漁業協同組合連合会

に改める。

及び信用漁業協同組合連合会

に改める。



様式第六十六(その一の二)(裏)及び様式第六十六(その一の三)(裏)中

信用漁業協同組合連合会及び漁業協同組合  
を  
及び信用漁業協同組合連合会  
に改める。

様式第六十六(その三)(表)中

三菱東京UFJ銀行

を

三菱UFJ銀行

に改め、同様式(裏)中

信用漁業協同組合連合会及び漁業協同組合  
を  
及び信用漁業協同組合連合会

信用漁業協同組合連合会  
及び信用漁業協同組合連合会

様式第六十六(その三の二)(表)中

三菱東京UFJ銀行

を

三菱UFJ銀行

に改め、同様式(裏)中

信用漁業協同組合連合会及び漁業協同組合  
を  
及び信用漁業協同組合連合会

信用漁業協同組合連合会  
及び信用漁業協同組合連合会

様式第六十六(その四)(表)中

三菱東京UFJ銀行

を

三菱UFJ銀行

に改め、同様式(裏)中

信用漁業協同組合連合会及び漁業協同組合

を

及び信用漁業協同組合連合会

に改める。

様式第六十六(その五)(表)中

三菱東京UFJ銀行

を

三菱UFJ銀行

に改め、同様式(裏)中

信用漁業協同組合連合会及び漁業協同組合

を

及び信用漁業協同組合連合会

に改める。

附則

- 1 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の愛知県財務規則の規定に基づいて作成されている納入通知書その他の用紙は、改正後の愛知県財務規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

国民健康保険財政調整交付金の交付に関する条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。  
平成三十年三月二十七日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県規則第二十五号

国民健康保険財政調整交付金の交付に関する条例施行規則を廃止する規則  
国民健康保険財政調整交付金の交付に関する条例施行規則(平成十八年愛知県規則第六号)は、廃止する。

附則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。